

平成27年度 第18回庁議要旨

日時：平成27年12月25日（金）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

[審議事項]

1 新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について（復興政策部）

新市まちづくり計画は、合併後の新市を建設していくための基本方針等を策定するもので、この計画を実現することにより新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るため平成17年度から平成27年度までの計画として策定されたものである。

現行の新市まちづくり計画の事業が、東日本大震災に伴い復旧・復興事業を優先として、未実施であることを踏まえ、復興を含めたまちづくりを行うことと併せ、計画期間の延長等に係る変更を行い、平成37年度まで合併特例債を活用できる環境を整えるもの。

(1) 主な内容

変更内容

- ① 現計画期間（平成17年度～平成27年度）を10年延長し、平成37年度までとする。
- ② それに対応する財政計画（平成28年度から平成37年度分）の追加
- ③ 新たに合併特例債の活用が可能となる公共施設の除却に関する記述の追加
- ④ その他、文言修正等所要の整理

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年12月下旬 宮城県との協議（本協議）
- ・ 平成28年1月下旬 県からの承認通知・地域まちづくり委員会へ説明
- ・ 平成28年2月 平成28年第1回定例会
- ・ 平成28年3月下旬 総務省及び県へ計画書を送付

2 石巻市過疎地域自立促進計画の策定について（復興政策部）

過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とし、有効期限が平成32年度までの時限立法である。

本市においては、平成17年4月の合併後、市内全域が過疎地域とされていたが、平成22年4月施行の同法改正法により、合併前の4地域（河北、雄勝、北上及び牡鹿）のみが過疎地域とされている。

東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、平成24年6月施行の同法改正法により、有効期限が平成28年3月末から平成33年3月末とされたことから、平成28年3月末までを計画期間とする本市の過疎自立促進計画について、平成33年3月末までを期間として新たに策定するもの。

(1) 主な内容

ア 計画の目的

過疎地域として指定されている地域における、将来に向けての生活機能及び生活環境の整備について計画を策定するもの。

イ 計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）。

ウ 対象地区

河北地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区

エ 計画書の構成

1 基本的な事項（自立促進方針）

（1）市の概況 （2）人口及び産業の推移と動向 （3）行財政の状況
（4）地域の自立促進の基本方針 （5）計画期間

2 産業の振興

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

4 生活環境の整備

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

6 医療の確保

7 教育の振興

8 地域文化の振興等

9 集落の整備

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点
(2) その対策
(3) 計画
をそれぞれに記載

(2) 今後の予定

- 平成27年12月25日 県協議（ヒアリング）
- 平成28年1月 パブリックコメント
- 平成28年1月～ 各地域まちづくり委員会において説明
- 平成28年2月上旬 県同意
- 平成28年2月議会 計画書議案を提案
- 平成28年3月 総務省及び県へ計画書を送付

3 個人市民税の寄附金税額控除に係る控除対象寄附金の指定等について（財務部）

現在、個人市民税の寄附金税額控除の取り扱いについては、宮城県県税条例と同じ取り扱いをしているところであるが、今般、宮城県県税条例施行規則の改正が行われ、平成28年度の県民税から控除対象寄附金とする法人の対象を「県民の福祉の増進に寄与する寄附金として知事が指定した寄附金とする」としたことから、市民税の取り扱いを県民税と同様にする措置を講ずるもの。

(1) 主な内容

宮城県と同様の取り扱いとするため、宮城県知事が指定した寄附金についても対象にできるよう「石巻市市税条例施行規則」で定めるもの。

(2) 今後の予定

- 平成27年12月 石巻市市税条例施行規則の一部改正
(施行予定年月日：平成28年1月1日)
※平成27年1月1日以後に支出した寄附金について適用

[報告事項]

1 石巻市図書館（分館を除く。）の開館時間・休館日の変更について（教育委員会）

近年、少子高齢化、情報化の急激な進展や市民生活の変化に伴い、図書館を取り巻く環境は大きく変化し、市民のニーズも多様化してきている。

このことから、石巻市図書館（分館を除く。）の開館時間・休館日（以下「開館時間等」という。）を検討するため、10月1日から開館時間等を変更し試行するとともに、アンケート調査を実施してきた。

その結果、市民に対し、より良い読書環境を提供するため、石巻市図書館（分館を除く。）の開館時間等を変更することとし、利便性の向上と利用促進を図る。

(1) 主な内容

平成28年4月1日から以下のとおり変更する。

なお、変更後の内容は、試行期間中の内容と同じであり、現在の試行は引き続き平成28年3月31日まで継続する。

① 開館時間等の変更

項目	変更後	現 行
月曜日	—	午前9時から午後5時まで
火・木・金曜日	午前10時から午後6時まで	午前9時から午後5時まで
水曜日	午前10時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで
土曜日	午前10時から午後6時まで	午前9時から午後4時まで
日曜日	午前10時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで

② 休館日

変更後	現 行
月曜日	月曜日（第2日曜日の翌日は開館）
—	第2日曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 今後の予定

- ・ 周知（市報・ホームページ・報道機関・来館者へのチラシ配布）
- ・ 平成28年4月1日 改正後の規則の施行

[その他]

1 職員の綱紀粛正について（総務部）

市長より、職員の綱紀粛正について指示があった。

以 上

